

問2. 医師の働き方改革や診療報酬改定等の制度改正が及ぼす貴院への影響についてお聞かせください。

| 記述内容 | |
|------|---|
| ・ | 当院の医師の働き方に影響はでていないが、宿日直免除の対応やこのことに関する各種調査が増えたことによる管理業務が増えた。 |
| ・ | 医師確保に経費が増える心配がある。ニーズが高くなると派遣医師の件数が増え医師以外のスタッフへの待遇改善に影響が出る可能性がある。 |
| ・ | 勤務医の働き方に制限がかかることで、管理職層の医師個人への過度の負担がかかっており、健康被害や立ち去り型退職が懸念されている。難治例や処遇困難例に対する加算はないわけではないが、大きなインパクトが得られるほどではない。重症者の診療を行えば行うほど経営上の不利が生じる現行制度の大枠がそのまま続くのであれば、勤務医を集めたり医療機材への投資を行うことは難しく、近い将来の事業停止が現実味を帯びている。 |
| ・ | 現行の保険制度でも、少子化の影響で産科が経営難で、産科医院が減少している状態なので大変危惧している。 |
| ・ | 働き方改革により医療活動に制限が発生する状況になれば、大きな減収になると考えられる。 診療報酬改定については物価上昇や賃上げに対応できるものとなっていないため、収益率は減少になっている。 |
| ・ | 弊院においてはもともと残業等が少なく、大きな影響はないと推測している。 |
| ・ | 診療報酬改定では、病院の収支が悪化し、医療機器の更新などにも影響が出ている。 当院はA水準であるが、現時点で大きな影響は出ていない。 |
| ・ | 医師の労働時間の把握等事務作業が増える。診療報酬の改定は内容の把握・解釈の負担が大きい。 |
| ・ | 宿日直シフトの組み方の柔軟性が制限される。 |
| ・ | 当直体制から勤務体制への変更や、休日夜間手術処置加算をチーム制もしくは交代勤務性が義務付けられるなど、特例水準申請に関わらず勤務間インターバルを義務化してくるものであった。結果的に加算取得不可となったり、宿直から勤務への変更に伴う振り替え休日の増加から時間外業務の増加に繋がり、マイナス面での影響が大きい。 |
| ・ | 働き方改革は過渡期にあり、当直体制の在り方や急性期医療を担う診療科と急性期医療と距離を置く診療科でのアンバランスなど多くの問題がある。 |
| ・ | 医師の働き方改革による影響はあまりない。 |
| ・ | 物価及び人件費が高騰しているなかで診療報酬の改定が追いついていないため、赤字となっている。 |
| ・ | 病院経営を圧迫する可能性が高い。 |
| ・ | 医師の確保が難しくなる。 |
| ・ | 収入減少を回避するため事務作業量の増大を伴う。 |
| ・ | 医師の勤務動態管理をより厳正・的確かつタイムリーに行わなければならないので、医師及び事務の作業量が増加する。 今後危惧することとして、費用の増加、当直代務医の確保が困難になることが考えられる。 今回の診療報酬改定は、実質上のマイナス改定であり、物価高など費用の高騰に対する手当はなく、病院経営には影響は大変大きい。 |
| ・ | 収益を圧迫する。提携病院からの医師派遣が減少する。 |